

## 男女がともに輝く社会へ

関連する主な人権課題：女性

### 1 テーマの背景及び指導の観点

- (1) 国際連合総会での「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」[昭和 54 (1979) 年] 採択、「男女共同参画社会基本法」[平成 11 (1999) 年] の成立など、男女共同参画社会の実現に向けての取組は着実に進んでいる。しかし、あらゆる形態の暴力などの人権侵害、性別による固定的な役割分担を前提とした制度や慣行は、依然として存在している。このような状況の中で、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、一層の取組が求められている。
- (2) 「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（答申）」[平成 22 (2010) 年] は、男性にとっての男女共同参画が進まなかった理由として、「あらゆる人々の課題であるにもかかわらず、働く女性のみが課題として認識されることも多い。また、男性の多くは、男女共同参画を『女性の問題』あるいは『家庭や職場のささいな男女間の問題』にとらえ、『自分の問題』『日本社会に大きな意味をもつもの』との認識が低い。」と指摘している。
- (3) 子どもの頃から、男女共同参画の理念について正しく理解し、将来を見通した自己形成ができるよう、総合的なキャリア教育を推進することが重要である。その際、社会・経済・雇用などの基本的な仕組み、労働者としての権利や義務、男女共同参画の意義、仕事と生活の調和などの重要性について、理解を深めることが大切である。
- (4) 女子学生の大学、大学院への進学率は上昇しているが、進学割合が理工系分野において低いなど、専攻分野における男女の偏りが見られる。このようなことも視野に入れ、教育活動全体を通じて、人権の尊重、男女の平等や男女相互の理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどに関する指導の充実を図ることが重要である。また、男女平等が歴史的にどのような進展してきたか、国際的にみて日本の女性が置かれている現状は、どのようになっているかなども含め、男女平等を推進する教育の内容を充実させることが大切である。

### 2 展開例（活動課題(2)）

#### (1) 学習のねらい

男女の平等について理解し、男女共同参画社会の実現をめざそうとする意欲や態度を身につける。

#### (2) 展開例

学 習 活 動	指 導 上 の 留 意 点
1 男女の平等について考える。	○ 日本国憲法で保障された権利であることを理解させる。
2 日常生活における性別による役割分担や区別について具体的に話し合う。	○ 意見が女性側の問題に偏っていれば、男性側の問題にも着目させる。
3 性別による役割分担や区別の合理性について話し合う。	○ 生徒の発達段階を踏まえ、行き過ぎた指導にならないよう留意する。
4 ふり返りを行う。	○ 男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現をめざそうとする意欲や態度を身につけさせる。

### 3 参考

#### (1) 「ジェンダー・フリー」について [内閣府男女共同参画局(通知、抜粋)平成 18(2006)年]

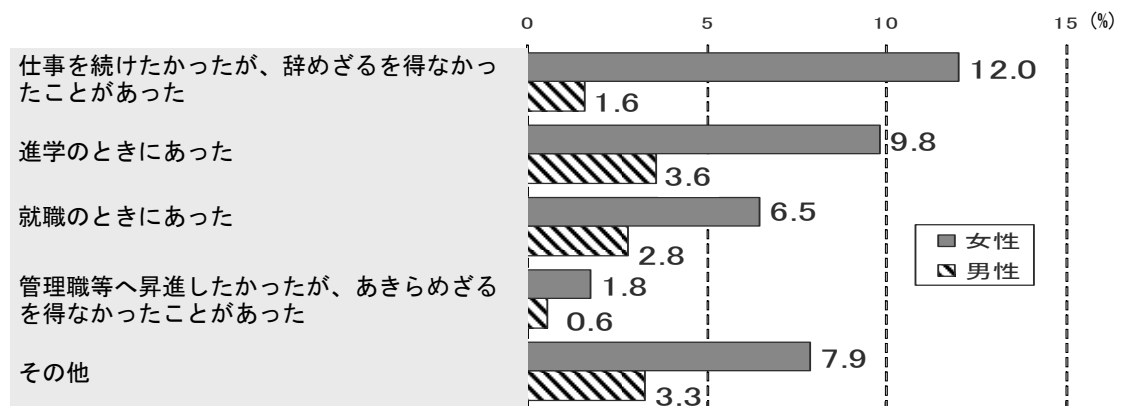
「男女共同参画基本計画（第2次）」（抜粋）

「ジェンダー・フリー」という用語を使用して、性差を否定したり、男らしさ、女らしさや男女の区別をなくして人間の中性化を目指すこと、また、家族やひな祭り等の伝統文化を否定することは、国民が求める男女共同参画社会とは異なる。

「ジェンダー・フリー」については、この用語をめぐる誤解や混乱を解消するため、基本計画において上記のとおり記述されたところであり、地方公共団体においても、このような趣旨を踏まえ、今後はこの用語は使用しないことが適切と考えています。

#### (2) 固定的な性別役割分担意識

「固定的性別役割分担意識によって、自分の希望とは違う選択をしたことがあるか」(複数回答)



(「平成 21 年度版男女共同参画白書」内閣府より作成)

#### (3) 男女共同参画に関する国及び兵庫県の動き

年	国の動き	兵庫県の動き
昭和 60(1985)年	「男女雇用機会均等法」公布 「女子差別撤廃条約」批准	「ひょうごの婦人しあわせプラン」策定
平成 9(1997)年	「男女雇用機会均等法」改正	
平成 11(1999)年	「男女共同参画社会基本法」施行	
平成 12(2000)年	「男女共同参画基本計画」策定	
平成 13(2001)年		「兵庫県男女共同参画計画-ひょうご男女共同参画プラン 21-」策定
平成 14(2002)年		「男女共同参画社会づくり条例」施行
平成 17(2005)年	「男女共同参画基本計画（第2次）」閣議決定	
平成 18(2006)年	「男女雇用機会均等法」改正	「兵庫県男女共同参画計画-ひょうご男女共同参画プラン 21-後期実施計画」策定
平成 19(2007)年	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	
平成 22(2010)年	新「仕事と生活の調和憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 「男女共同参画基本計画（第3次）」閣議決定	
平成 23(2011)年		「兵庫県男女共同参画計画-新ひょうご男女共同参画プラン 21-」策定